

平成 22 年第 4 回上小阿仁村議会定例会会議録（第 2 号）

○招集（開会）年月日 平成 22 年 9 月 16 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 22 年 9 月 16 日（13 時 00 分）

○出 席 議 員

1 番	齋藤鉄子君	2 番	小林信君
3 番	長井直人君	4 番	石川富三君
5 番	鈴木米雄君	6 番	中田吉穂君
7 番	北林甚一君	8 番	武石善治君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小林宏晨
総務課長兼診療所事務長	鈴木義廣
住民福祉課長	鈴木壽美子
産業課長	小林悦次
建設課長	小林隆
特別養護老人ホーム施設長	中嶋辰雄
教 育 長	小林茂
教育委員会事務局長	田中文隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	萩野謙一
議会書記	小林京子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第1 委員長報告
- 第2 陳情審査報告
- 第3 意見書案第1号 司法修習生の給費制の存続を求める意見書
- 第4 意見書案第2号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書
- 第5 意見書案第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書
- 第6 議案第27号 上小阿仁村工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第29号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第9 議案第30号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第10 閉会中の継続調査の申し出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

13時00分 開会

- 議長（武石善治君） ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 委員長報告

- 議長（武石善治） 日程第1 先に付託しておりました事件について委員長報告を求めます。総務産業常任委員長、5番 鈴木米雄君。

（5番 鈴木米雄議員 登壇）

○総務産業常任委員長（鈴木米雄）

委員会審査報告書

本委員会は、平成22年9月6日付託された次の議案を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第2号 平成21年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 3 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 4 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 5 号 平成 21 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 6 号 平成 21 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 7 号 平成 21 年度上小阿仁村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 8 号 平成 21 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 9 号 平成 21 年度上小阿仁村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 10 号 平成 21 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 11 号 平成 21 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案認定。

議案第 12 号 平成 22 年度上小阿仁村一般会計補正予算について、原案否決。

議案第 13 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 14 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 15 号 平成 22 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 16 号 平成 22 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 17 号 平成 22 年度上小阿仁村老人保健特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 18 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 19 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 20 号 平成 22 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について、原案可決。

議案第 21 号 平成 22 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算につ

いて、原案可決。

議案第 22 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて、原案可決。

議案第 23 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第 24 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案否決。

議案第 25 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の策定について、原案可決。
以上でございます。

○議長（武石善治） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 2 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 2 号 平成 21 年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第 3 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 3 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第 4 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 4 号 平成 21 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第5号 採決

○議長（武石善治） 議案第5号 平成21年度上小阿仁村特別養護施設特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第6号 採決

○議長（武石善治） 議案第6号 平成21年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第7号 採決

○議長（武石善治） 議案第7号 平成21年度上小阿仁村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第8号 採決

○議長（武石善治） 議案第8号 平成21年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第9号 採決

○議長（武石善治） 議案第9号 平成21年度上小阿仁村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第10号 採決

○議長(武石善治) 議案第10号 平成21年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第11号 採決

○議長(武石善治) 議案第11号 平成21年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり認定されました。

議案第12号 討論・採決

○議長(武石善治) 議案第12号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算について討論を行います。

委員長の報告は否決であります。まず、委員長報告に対する反対の方の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 次に、委員長報告に対する賛成の方の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) これで討論を終結いたします。

本案について採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。

議案第12号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武石善治) 起立多数。よって、議案第12号は可決されました。

議案第 13 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 13 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 14 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 14 号 平成 22 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 15 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 15 号 平成 22 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 16 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 16 号 平成 22 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 17 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 17 号 平成 22 年度上小阿仁村老人保健特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 18 号 採決

○議長(武石善治) 議案第 18 号 平成 22 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 19 号 採決

○議長(武石善治) 議案第 19 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 20 号 採決

○議長(武石善治) 議案第 20 号 平成 22 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 21 号 採決

○議長(武石善治) 議案第 21 号 平成 22 年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 22 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 22 号 平成 22 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 23 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 23 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

議案第 24 号 討論・採決

○議長（武石善治） 議案第 24 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について件の討論を行います。

委員長報告は否決であります。まず、委員長報告に対する反対の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 次に、委員長報告に対する賛成の方の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） これで討論を終結いたします。

本案について採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。

議案第 24 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（武石善治） 起立少数。よって、議案第 24 号は否決されました。

議案第 25 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 25 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の策定に

ついでにこの件を採決いたします。

本案は討論を省略し、委員長の報告どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり、原案どおり可決されました。

日程第2 陳情審査報告

○議長(武石善治) 日程第2 先に付託しておりました陳情についての委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、5番 鈴木米雄君。

(5番 鈴木米雄議員 登壇)

○総務産業常任委員長(鈴木米雄)

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

陳情第8号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情、採択すべきもの。

陳情第9号 プレミアム付商品券発行支援事業に関する陳情、採択すべきものの。

陳情第10号 米価の大暴落に歯止めをかけるための陳情、採択すべきもの。

陳情第11号 免税軽油制度の継続を求める陳情、採択すべきもの。

以上であります。

○議長(武石善治) 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

陳情第8号 採決

○議長(武石善治) 陳情第8号 司法修習生の給費制の存続を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第9号 採決

○議長(武石善治) 陳情第9号 プレミアム付商品券発行支援事業に関する

陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第10 採決

○議長(武石善治) 陳情第10号 米価の大暴落に歯止めかけるための陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

陳情第11 採決

○議長(武石善治) 陳情第11 免税軽油制度の継続を求める陳情の件を採決いたします。

本陳情は委員長の報告どおり、採択と決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本陳情は委員長の報告どおり採択と決定いたしました。

日程第3 意見書案第1号から日程第5 意見書案第3号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第3 意見書案第1号 司法修習生の給費制の存続を求める意見書の件から、日程第5 意見書案第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の件までを一括議題といたします。

お諮りいたします。本案は、常任委員会で審査された陳情に基づき発議されたものでありますので、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

意見書案第1号 採決

○議長(武石善治) 意見書案第1号 司法修習生の給費制の存続を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案2号 採決

○議長(武石善治) 意見書案第2号 米価の大暴落に歯止めをかけるための意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

意見書案第3号 採決

○議長(武石善治) 意見書案第3号 免税軽油制度の継続を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第27号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第6 議案第27号 上小阿仁村工場誘致条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(鈴木義廣) 追加提出議案の1ページをお開き願います。議案第27号 上小阿仁村工場誘致条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、企業誘致にふさわしい環境づくりということで今回提出させていただいております。

内容につきましては次のページになります。先の全協でもご協議いただいております。この条例の改正内容についてご説明いたします。

第2号につきましては、この条例の定義となっております。村内に工場を有しない者が、というのを削りまして、村内外を対象とするものであります。それから(4)従業員ということで、新たに雇用奨励金を交付するというところで従業員の定義を定めております。

第4条につきましては奨励措置ということで、これにつきましては、今まで

50人、工場新設増設について50人とありましたけれども、それを3人に改めるものであります。そして新たに3項としまして、雇用奨励金の条項を3として加えるものであります。営業開始の日から3年の間に新規従業員を雇用し、その者を継続して1年以上雇用した従業員の人数とするというのを追加となっております。

第4条に、第1項として次の1項を加えるとあります。これにつきましては奨励措置となっております。先の全協では企業誘致奨励金としてご説明しておりますけれども、題名、工場誘致奨励金に関する条例となっておりますので、ここを工場誘致奨励金と改めておりますのでご理解をお願いいたします。

第5条でありますけれども、これにつきましては奨励金の額となっております。内容につきましては、(1)につきましては今までの条文と変わりありません。(2)につきましては、新たに雇用奨励金を交付するという事で、その額をうたっております。従業員1人につき15万円以内の額、そのうち村内に居住する従業員にありましては25万円ということで、限度額を1,000万円として、これは25万円に換算した場合40人分となっております。

次に第6条につきましては、(1)につきましては今までの条例と変更はありません。次のページになります。(2)であります。雇用奨励金の項目であります。1年以上継続雇用されている人数に限り、3年間継続してこれを交付するという条項となっております。

第7条につきましては、申請手続きの条項となっておりますのでよろしくお問い合わせいたします。

○議長(武石善治) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第27号 上小阿仁村工場誘致条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武石善治) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第28号 上程・採決

○議長(武石善治) 日程第7 議案第28号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 4ページ、5ページになります。議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例となっております。これは今回新たに行政アドバイザーを設置するという事で、この条例につきまして報酬の分の追加について改正するものであります。

内容につきましては5ページとなっております。別表につきまして行政アドバイザー、日額1万円以内の報酬の額を追加する内容となっております。

この条例につきましては、10月1日から施行ということで、今回、行政アドバイザーとしまして、行政運営に関する専門的な分野から知識、経験等を要する課題が生じた場合に具体的な協議、支援を得ることを目的として設置するものでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議がありますので、これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件は、原案どおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（武石善治） 起立多数。よって、議案第28号は可決されました。

日程第8 議案第29号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第8 議案第29号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鈴木義廣） 7ページをお開き願います。議案第29号 平成22年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。この補正予算につきましては、歳出予算を組替えるものとなっております。

内容につきましては10ページをお開き願いたいと思います。2款1項1目一

般管理費であります。報酬 48 万円、これは行政アドバイザー 1 名分の報酬となっております。日額 1 万円の 8 回ということで 6 カ月分となっております。それから、旅費につきましては、費用弁償としまして 2 万 7,000 円の追加となっております。次に 10 目のコミュニティセンター管理費であります。40 万円の追加となっております。これにつきましては、山ふじ温泉の源泉の給水工事ということで 40 万円の計上となっております。

11 款 1 項 1 目農地農業用施設災害復旧費ということで 76 万 7,000 円の追加となっております。19 節で村単の小災害復旧事業費 5 件分 76 万 7,000 円の追加となっております。その財源不足分を 14 款 1 項 1 目予備費から 167 万 4,000 円を充当するものでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 29 号 平成 22 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は討論を省略し、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 9 議案第 26 号 上程

○議長（武石善治） 日程第 9 議案第 26 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（小林宏農村長 登壇）

○村長（小林宏農） 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましてご説明申し上げます。本村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 22 年 9 月 6 日提出。 上小阿仁村長 小林宏農。

記

氏名 小林茂

提案理由 本村教育委員会委員、小林茂氏が、平成 22 年 9 月 30 日で任期満了となるためこの議案を提出するものであります。

以上です。

議案第 26 号 採決

○議長（武石善治） 議案第 26 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なし認めます。よって、無記名投票で行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（武石善治） 立会人を指名いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により立会人に、5 番 鈴木米雄君、6 番 中田吉穂君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（武石善治） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対又は×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定により否とみなします。

なお、この採決の投票者は 7 名であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票を願います。

（点呼、投票）

○議長（武石善治） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立ち合いをお願いします。

（開票）

○議長（武石善治） 投票総数 7 票、これは先ほどの議員数と符号しております。

そのうち、賛成 7 票

以上のとおり、賛成多数であります。よって、議案第 26 号 教育委員会委員の任命つき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開場）

○議長（武石善治） 議場に本人がおられますので、あいさつをお願いいたし

ます。教育長、その場で結構ですのでお願いします。

○教育長（小林茂） このたび、議会の議員の方々の皆さんによりまして、再度教育委員に同意をいただきまして、本当に身の引き締まるような、そういう思いであります。この任について3年3カ月ほどたちましたけれども、その間、自らの非才な身になにか、じくじたる思いをしながらも、議員の皆さま方のご支援ご指導を賜り、そして今日まで務めてまいりました。

おかげさまで、学校教育並びに社会教育の方も順調にその歩みを続けてきてこれたのではないのかなと、そういうふうに感じております。また、いろいろな課題もたくさん抱えた中でまた新しい任期が始まっていくわけですけれども、さらに、今以上に精進に努めながら頑張っていきたい所存ですので、なにとぞ、今後ともよろしくご指導ご支援のほどをお願い申し上げたいと思います。

本当にありがとうございました。

日程第10 閉会中の継続調査の申し出 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第10 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（武石善治） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成22年第4回上小阿仁村議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

13時57分 閉会